保護者各位

インフルエンザによる出席停止の通知書

高崎商科大学附属高等学校
校　長　　安　齊　義　宏

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで。」

また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の**「インフルエンザにおける療養報告書」**を記入し、学校へ提出をお願いします。**（なお、医師の診断により５日を経過せず登校が可能となった場合は、別紙「登校許可証明書」の提出が必要となりますので、医師に記入していただき提出してください。こちらの報告書の提出は不要です。）**

・・・